

広島高速道路交通量推計業務（その9） 特記仕様書

（適用）

第1条 本特記仕様書は、広島高速道路交通量推計業務（その9）に適用する。

- 2 本業務の実施にあたっては、次に基づき実施しなければならない。
 - ・設計業務等共通仕様書（令和2年10月）広島高速道路公社

（業務内容）

第2条 本業務は、広島高速道路及び関連道路の将来交通量推計を行うものである。

（1）推計データの見直し 5ケース

ケース別の交通量推計を実施するため、与件とする推計データ*をベースに、必要な道路条件（広島高速道路等の料金設定、ネットワーク条件等）の見直しを行う。

※与件推計データ：「広島高速道路交通量推計その他業務（その8）」で作成された、H22センサスペース現況・将来推計データ一式

（2）将来交通量推計 5ケース

上記（1）において見直した推計データをもとに、現況再現性の確認を行った上で、ケース別の将来交通量推計を行う。将来交通量推計については、転換率併用型分割配分法を用いて実施する。推計年次、ネットワーク条件、広島高速道路の料金設定等については、調査職員が別途指示する。

（業務工期）

第3条 本業務の工期は、契約締結の日から令和3年2月26日までとする。

このうち、検査期間として9日間を見込んでいる。

（情報共有システム）

第4条 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお、運用にあたっては、「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。

- 2 本業務で使用する情報共有システムは次とする。

広島県工事中情報共有システム

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html>

- 3 調査職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者との契約は、受注者が行い、利用料を支払うものとする。

（総合評価落札方式）

第5条 本業務は、技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する、総合評価落札方式（簡易型）の適用業務である。

2 評価内容の担保

入札時の技術資料については、契約後に提出する業務計画書に反映させるものとし、履行状況の確認及び業務完了時に検査を行うものとする。

技術資料の内容が受注者の責により、実施されなかった場合は、契約書に基づき修補の請求、又は修補に代え若しくは修補とともに損害賠償の請求を行うことができる。また、業務成績評定の減点対象とし、減点方法は未実施の評価項目毎に5点を減じるものとする。

3 総合評価落札方式において評価対象としている業務分野に係る業務実施場所、業務実施及び照査体制

- (1) 管理技術者、担当技術者及び照査技術者は、それぞれ兼務することはできない。
- (2) 管理技術者は1名とし、担当技術者及び照査技術者は最大3名まで配置できる。また、配置した管理技術者、担当技術者及び照査技術者は、必ずTECRIS登録を行うこと。ただし、「管理技術者及び照査技術者選任（変更）通知書」は、主となる照査技術者1名について記載する。
- (3) 管理技術者は、病休、死亡又は退職等の極めて特別な場合を除き原則変更できないものとし、変更する場合には同等以上の技術者を配置すること。担当技術者及び照査技術者は、変更する場合には同等以上の技術者を配置すること。
- (4) 業務履行期間中に業務実施場所、業務実施体制を変更する場合には、入札時に提出した技術資料のうち、変更となる事項に係る様式及び添付資料を「業務打合せ簿」で調査職員に提出すること。この場合、変更内容に応じて、業務成績評定を未実施の評価項目毎に5点を減じることがある。

4 担当技術者

- (1) 管理技術者のもとで業務を担当する者を担当技術者として定義する。
- (2) 受注者は、「技術資料様式第8号」に記載した主となる担当技術者1名について、「別記様式第1～2号」に必要事項を記載し調査職員に提出すること。
- (3) 担当技術者は、設計図書及び「技術資料様式第4号」に記載した業務分担に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

5 管理技術者及び担当技術者に係る手持ち業務件数

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の他の業務をいう。なお、技術者変更に伴う手持ち業務件数の判断期間は、当該業務の公告日から変更の届け出日までの期間とする。

6 実施方針の履行確認（標準型及び簡易型に限る）

- (1) 業務完了時には、完成通知書の提出にあわせて、「技術資料様式第9号～第11号」に記載した実施方針の履行が確認できる資料、及び不履行となった場合にはその理由を添付した「業務打合せ簿」を調査職員に提出すること。
- (2) 実施方針に記載した内容が受注者の責により実施されなかった場合は、未実施の評価項目毎に5点を減じる。

（管理技術者の配置）

第6条 本業務の実施にあたっては、設計業務等共通仕様書第1107条の管理技術者を定める

ものとする。

配置する管理技術者には、技術士（総合技術監理部門：建設-道路、又は建設部門：道路）、又はRCCM（道路）の資格を有する者を配置すること。

（照査技術者配置）

第7条 本業務の実施にあたっては、設計業務等共通仕様書第1108条の照査技術者を定めるものとする。

（資料の貸与及び返却）

第8条 本業務に必要な資料（広島高速道路交通量推計その他業務（その8））については、契約締結後、受注者に対し貸与する。

（打合せ協議）

第9条 業務着手時及び成果物提出時並びに業務履行中1回の間接打合せを実施することとし費用を見込んでいます。

なお、業務着手時及び成果物提出時には、管理技術者が立会うこと。

（成果物）

第10条 本業務の成果物は次のとおりとする。

- ・ 報告書（A4版） 1部
- ・ 電子媒体（CD-R等） 2部

（労働環境改善（ウィークリースタンス）について）

第11条 本業務は労働環境改善（ウィークリースタンス）を目的とした業務であり、次により実施する。

- (1) 初回打合せ時に、本取組の内容を発注者から受注者に説明するとともに、取り組む意思、内容を別紙-1「ウィークリースタンス推進チェックシート（初回打合せ時）」（以下「別紙-1」という。）を基に確認し設定する。取組期間については、初回打合せ時（実施内容を設定した日）から工期末までとする。

ノー残業デーは、受発注者がそれぞれ定める日を原則として週1日以上設定する。

なお、広島高速道路公社における週のノー残業デーは水曜日としている。

- (2) 受注者は、別紙-1に取組内容を整理し、打合せ記録簿で提出し、受発注者間で共有する。
- (3) 中間打合せ等を利用し、受発注者間で取組のフォローアップ等を行う。
- (4) 成果物納入時の打合せにおいて、実施結果（効果・改善点等）を受発注者双方で確認し、別紙-2「ウィークリースタンス推進チェックシート（実施結果）」に記入し打合せ記録簿で提出し、共有する。

なお、別紙-1及び別紙-2については、「広島高速道路公社ホームページ」の「技術管理」「技術管理資料」に掲載してある様式を利用する。

(その他)

第12条 本特記仕様書及び共通仕様書に定めのない事項、また業務の実施にあたって疑義が生じた場合は、別途調査職員と協議することとし、受注者独自の判断で処理してはならない。

別記様式第1号

令和 年 月 日

広島高速道路公社 様

受注者
会社名
氏名

印

担 当 技 術 者 届

業務名： 広島高速道路交通量推計業務（その9）

次の者を業務の担当技術者として定めましたので、別添経歴書を添えて提出します。

氏名	担当業務内容	備考

経歴書（担当技術者）

住 所 東京都〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
氏 名 □□□□
生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日

学歴

昭和〇〇年〇〇月 〇〇大学〇〇学部〇〇科卒業
昭和〇〇年〇〇月 〇〇大学大学院〇〇研究科修了

職歴

昭和〇〇年〇〇月 〇〇〇〇〇〇株式会社入社

保有資格

保有資格	技術士 (総合技術監理部門)	資格の有無	有 ・ なし
		選択科目	
		合格年	
		登録番号	
	技術士	資格の有無	有 ・ なし
		技術部門	
		合格年	
		登録番号	
	RCCM	資格の有無	有 ・ なし
		専門とする部門	
		合格年	
		登録番号	
	その他	資格の名称	有 ・ なし
		選択科目	
		合格年	
		登録番号	

業務経歴

担当業務の 主な経歴	年月	業務名	発注機関